Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

北陸地方整備局建政部 記 者 発 表 資 料

| 配布日時 | 令和4年6月16日 |
|------|-----------|
| 取り扱い | 配布を以て解禁 |

「北陸地方整備局建設業法令遵守推進本部」の活動について

北陸地方整備局では、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、平成19年4月以降、「北陸地方整備局建設業法令遵守推進本部(以下、推進本部)」を設置し、建設業における法令遵守の徹底に努めているところです。

この度、令和3年度の活動結果をとりまとめ、令和4年度の活動方針を決定しましたのでお知らせします。

令和3年度の活動結果

1. 推進本部に寄せられた情報(通報)等

| 受付件数 | R 3 | R 2 |
|------------|-------|-----|
| 駆け込みホットライン | 3 4 件 | 9件 |
| 一般電話等 | 6件 | 15件 |

2. 建設業者に対する立入検査等の実施状況

| 立入検査 | 等実施状況 | R 3 | R 2 |
|---------------------|-------|-------|-------|
| 大臣許可業者 | | 50社 | 47社 |
| | 立入検査 | (42社) | (47社) |
| | 報告徴取 | (9社) | _ |
| 知事許可業者(新潟県·富山県·石川県) | | 16社 | 19社 |
| | 合 計 | 66社 | 66社 |

※ 令和3年度の大臣許可業者については、立入検査と報告徴取の両方を実施した 業者が1社あるため、合計と内訳が一致しない。

新潟県政記者クラブ 配 新県政記者クラブ 布 富山県政記者クラブ 先 石川県政記者クラブ その他建設専門紙

る | 国土交通省 北陸地方整備局 問 |

1)

合

わ

せ

建政部 建設業適正契約推進官 高橋(たかはし) 建政部 計画·建設産業課 課長補佐 水澤(みずさわ)

TEL: 025-370-6571 FAX: 025-280-8746

3. 建設業者に対する監督処分・勧告

大臣許可業者への立入検査等において<u>特に改善を要する事項が確認された19社に対し、監督処分及び勧告を行いました</u>。

| 監督処分及び 勧告件数 | | R 3 | 事由 | R 2 |
|----------------|------------|-------|--------------------------------------|-------|
| 許可取消処分 | | 0社 | | 0社 |
| 営業停止処分 | | 2社 | 会社法違反、公契約関係競売入札妨害 | 0社 |
| 指示外 | <u></u> 见分 | 0社 | | 0社 |
| 勧 | 告 | 1 7社 | 建設業法違反、労働安全衛生法違反 | 1 4社 |
| | 立入検査によるもの | (16社) | 契約(追加·変更含む)書面の未交付、下請 代金の支払時期が不適切等 | (13社) |

4. 建設業取引適正化推進期間の取組

建設業者を対象に、建設業法令遵守及び建設工事における労働災害防止を内容とした講習会を開催し、233名にご参加いただきました。

| 開催方法 | 開催日 | 参加者 | 講習内容 |
|-------|--------|------|--|
| オンライン | 11月25日 | 233名 | ・建設業における最近の話題及び 建設キャリアアップシステムについて ・建設業における取引の適正化 ・建設資材関連業者等との取引条件改善 ・建設工事における労働災害防止対策 ・足場等に係る安全措置 |

5. 建設業者に対する関係法令等の周知

上記の取組に加え、<u>建設業者を対象に石川労働局管内で開催された労働時間等説明会において、建設業法令遵守について講演し、延べ119名にご参加いただきました</u>。

| 主催 | 開催地 | 開催日 | 参加者 |
|-----------|--------|-------|-----|
| 金沢労働基準監督署 | 石川県金沢市 | 2月 3日 | 41名 |
| 同上 | 同上 | 2月 4日 | 25名 |
| 小松労働基準監督署 | 石川県小松市 | 2月17日 | 5名 |
| 穴水労働基準監督署 | 石川県輪島市 | 2月19日 | 18名 |
| 七尾労働基準監督署 | 石川県七尾市 | 2月24日 | 30名 |

令和4年度の活動方針

1. 各種相談窓口における法令違反情報の収集等

法令違反に関する情報受付窓口である「駆け込みホットライン」、社会保険加入対策など各種建設業に関する相談窓口である「建設業フォローアップ相談ダイヤル」(以下「各種相談窓口」という。)について、立入検査・講習会等を通じて周知を図り、積極的な活用を促す。

また、各種相談窓口における相談対応は、以下のことについて、必要な対応 を図っていくものとする(「2. 立入検査及び報告徴取の実施」においても同様とする。)。

- ・「不利益取扱いの禁止(建設業法第24条の5)」規定の趣旨を踏まえ、元請 負人の報復等から下請負人を保護する対策の重要性に鑑み、相談等対応後の 取引状況をフォローする取り組みを実施する。
- ・通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その 後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを実施する。

2. 立入検査及び報告徴取の実施

(1) 各種相談窓口に通報が寄せられた建設業者、営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設業者、新規に建設業許可を取得した建設業者 又は下請取引等実態調査の結果に基づき選定した建設業者に対し、優先的に 立入検査等を実施する。

【重点事項】

1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払い

受発注者間・元請下請間のいずれにおいても、適正な請負代金での契約締結がなされるよう、建設業法第20条の見積りに関する規定等を踏まえ、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況、代金の支払い状況等について、確認を行うとともに、建設業法上の疑義のある建設業者に対して、改善状況の報告を求めるなどの情報収集等を行うものとする。

2) 低価格受注工事における下請取引状況の確認

上記1)の取り組みを踏まえ、特に公共工事における低価格受注工事については、入札にあたっての価格設定及び積算単価の考え、下請契約における下請負人との協議状況や代金の支払い状況等について、深掘りした情報収集や調査を行うものとし、必要に応じて関係する公共工事発注部局に対しても確認を行うものとする。

3) 著しく短い工期の禁止

当初契約や工期の変更に伴う契約変更に際して、著しく短い工期の疑義がある場合には、工期に関する基準(令和2年7月中央建設業審議会勧告)が工期設定に当たってどのように考慮されたかを見積依頼の条件明示を確認するとともに、過去の同種類似工事の実績との比較や建設業者が行った工期の

見積りの内容の精査、さらには工期設定の結果として時間外の労働時間状況 の把握などを行い、工事ごとに個別に判断することになるため、下請負業者 に対して、見積書の提出を求めるなどの情報収集等を行うものとする。

4) 価格転嫁

昨今の資機材の高騰を踏まえた適正な価格設定及び適切な協議は大変重要であり、不適正な請負代金の設定による請負契約は建設業法に違反するおそれがあることから、請負契約における請負代金の変更に関する規定(いわゆるスライド条項等)の適切な設定・運用状況について確認を行うものとする。また、受発注者間についても同様の確認を行い、発注者に対しても状況に応じて適切な対応等の要請や必要な注意喚起を行っていくこととする。

5) 下請代金の支払手段

「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」と建設業法において規定されていることから、下請負人への代金の支払いのうち労務費相当分の支払い状況等について確認を行うものとする。また、手形に関し、更なる手形期間の短縮、割引料等のコスト負担を下請業者に負担させないこと等が盛り込まれた「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日付け中小企業庁・公正取引委員会)の通達を踏まえて、必要な周知を実施する。

(2) その他周知活動等

1) 建設業を支える担い手の確保・育成

個々の技能者がその有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備や、建設業で働く技能者の福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、以下について確認等を行い、制度の普及に向けた必要な周知を実施する。

- ① 建設キャリアアップシステムへの登録の有無、カードリーダー設置等による就業履歴の蓄積が可能な環境の有無、就業履歴の蓄積の有無をそれぞれ確認し、対応されていない場合は対応を促す。
- ② 退職金制度の設定有無を確認し、無い場合には対応を促す。(建設業退職金共済制度に加入している場合、掛金充当の状況及び事務受託の状況の確認を併せて行う。)

2) 規制逃れを目的とした偽装一人親方対策

元請業者(発注者から建設業法第24条の8(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)に該当する工事を直接請け負った建設業者)は、下請業者(元請業者が請け負った建設工事に従事するすべての下請負人)に対し、一人親方(従業員を雇っていない個人事業主)との再下請負通知書及び建設業法第19条第1項に基づく請負契約書の写しの提出を求めるとともに、元請業者は適切な施工体制台帳等を作成すべきであることなど、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。

3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、建設現場等の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項を定めた「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(令和3年

5月12日改訂)の周知に努めるものとし、本ガイドラインに沿った対応を 求めるものとする。

3. 建設業の法令遵守に関する周知

建設業法令遵守推進本部の創設以降、主に元請業者となる国土交通大臣許可業者を対象として、建設業法等の周知及びその遵守を促してきたが、建設業の法令遵守に関する取り組みを元請下請問わず、幅広く浸透させていくことが重要であることから、引き続き、下請負人の立場となる機会の多い国土交通大臣許可業者以外の建設業者に対しても、立入検査、講習会等の機会を捉えて積極的に周知を図っていくこととする。

4. 建設業取引適正化推進期間の実施等

10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、建設業者に対し、建設業の法令遵守及び下請取引の適正化に関する普及・啓発を重点的に行う機会であるため、同期間の取組について、ポスターの掲示・ホームページ・メルマガ等を通じて広く周知するとともに、その広報を積極的に行う。

5. 関係機関との連携

- (1) 不良・不適格業者に対しては、国土交通省や都道府県の建設業許可部局間において、情報を確知した場合の速やかな情報共有や合同による立入検査等の実施、事後の営業状況の継続的な把握等について、連携・協力し対応するとともに、建設業許可部局以外の部署との連携推進を図るものとする。
- (2) 都道府県及び関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する合同立入検査 の実施や講習会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携の強化に 努める。
- (3) 建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

6. その他

建設工事の請負契約を巡る元請下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」について、その認知の向上に向けて、一層の周知を図る。